

既存事業者店舗等活性化事業の概要

小諸市では、地域経済の活性化、事業の継続、雇用の創出、継続のため、店舗等を新築、増築又は中古の店舗等を事業を営むために改修する既存事業者を支援します。

【事業概要】

市内で対象事業を3年以上営んでいる中小企業者が実施する店舗等（事務所、工場を含む）の新築や増築、事業のための改修に要する経費を補助します。

【対象となる業種】

- ・電気・ガス・熱供給業（太陽光発電事業を除く。）
- ・水道業
- ・情報通信業
- ・卸売業
- ・小売業
- ・飲食業
- ・運送業

【補助対象経費及び補助金額】 ※併用住宅は除く

補助対象経費	補助金額	
店舗等の新築に要する1,000万円以上の経費。ただし、土地購入経費は除く。	対象事業を市内業者以外が施工する場合	50万円（3年分割交付）
	対象事業を市内業者が施工する場合	100万円（3年分割交付）
店舗等の増築に要する1,000万円以上の経費。ただし、土地購入経費は除く。	対象事業を市内業者以外が施工する場合	50万円（3年分割交付）
	対象事業を市内業者が施工する場合	100万円（3年分割交付）
事業を営むための店舗等の改修に要する500万円以上の経費 （市内で中古の店舗等を取得し、取得から2年以内に改修又は市内で申請日前2年以内に中古の店舗等を取得し、事業を営むために当該店舗等の改修）	対象事業を市内業者以外が施工する場合	50万円（3年分割交付）
	対象事業を市内業者が施工する場合	100万円（3年分割交付）

※居ぬき購入にかかる費用一切は補助対象外。

【補助要件】

補助金を受けるには、小諸市補助金交付規則に規定されていることのほか、次のことが条件になります。

- ア 小諸商工会議所経営指導員の指導を受けること。
- イ 申請した内容に基づき3年以上活用すること。

- ウ 市区町村税に滞納がないこと。
- エ まちづくり協定締結地区において建物の外観が変わる場合は、地域の歴史、文化性を尊重し、街並み、景観に配慮すること。
- オ 店舗等が所在する区域の商店街団体及び小諸商工会議所に加入すること。
- カ 他の補助金と重複して受けられない場合がありますのでご相談ください。
- キ 補助金を受けるには、事業（工事等）の開始前に申請が必要になります。
- ク 改修の場合は、事業終了後2年以内に、当該店舗等での事業を開始すること。

【その他の注意事項】

- 1 当該年度の補助金予算がなくなり次第、年度内の申請受け付けは終了となります。
- 2 補助を受けるには、必ず小諸商工会議所（☎0267-22-3355）に相談し、経営指導員の意見書が必要となります。
- 3 補助事業を開始する前（購入前、工事を着工する前）に、申請～審査～交付決定までが完了している必要があります。交付決定がされていない事業については補助対象外となりますのでご注意ください。なお、事業完了後30日以内の実績報告をしてください。
- 4 制度利用にあたり、不適格な事例があった場合は、補助事業完了後であっても補助金の取り消しや、返還となります。
- 5 上記は制度の概要となりますので、申請をお考えの方は事前に商工観光課商工観光係までご相談ください。

■問い合わせ先 商工観光課 商工観光係 ☎22-1700（内線 2212・2215）